

## 石川県建築物木材利用促進協定実施要領

### (趣旨)

第1 県は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」(以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づく事業者等(以下「事業者」という。)が建築主である建築物における木材の利用に関する構想その他の事業者による建築物における木材の利用の促進に関する構想(以下「建築物木材利用促進構想」という。)を定める場合、事業者が県と当該建築物木材利用構想の達成に資するための建築物木材利用促進協定(以下「協定」という。)を締結するために必要な事項を定める。

### (構想の内容等)

第2 事業者の建築物木材利用促進構想は、法及び県の定める「石川県内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」(以下「方針」という。)に即し、木材の利用を促進するものとする。

### (事業者の要件)

第3 協定を締結する事業者は、下記に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の目的を持ち、継続的に事業活動を行う者
- (2) 石川県内を対象区域として建築物木材利用促進構想を定めるものであって、石川県と協定を締結する意向のある者
- (3) 国内外の法令に反する業務を行っていない者及び暴力団等に関与していない者

### (協定締結に係る申入れ)

第4 事業者が協定を締結しようとするときは、「建築物木材利用促進協定の締結の方法及び公表事項を定める省令(令和3年10月1日施行)」に基づき、県に対し、別記様式第1号により、申し入れなければならない。

2 前項の規定により提出される協定締結に関する申入れ書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 誓約書(別記様式第1号別紙)
- (2) 事業者が法人の場合は定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- (3) その他知事が必要と定める書類

(協定締結の判断基準)

第5 県は、事業者から第4により協定締結の申し入れがあった場合は、次の各号に掲げる要件に照らして適当か確認し、締結の適否について判断するものとする。

- (1)法の目的及び方針の実現に資する取組であること
- (2)各種法令に違反しないこと
- (3)石川県内での取組である又は石川県内を含む取組であること
- (4)その他必要と認められる事項

2 県は、前項により判断した結果を事業者に通知するとともに、申し入れに応じる場合にあっては、第6により協定を締結する。

(協定の内容等)

第6 協定は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1)協定の目的
- (2)事業者の建築物木材利用促進構想(木材の利用に関する構想)
- (3)構想の達成に向けた取組の内容
- (4)構想の対象区域
- (5)協定期間
- (6)その他必要と認められる事項

2 協定は、県と事業者の間で締結するものとし、協定書は別記様式第2号を標準として協議の上、決定する。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、別記様式第2号を準用し、別途協議の上、決定する。

(協定の変更)

第7 県と協定を締結した事業者(以下「協定締結者」という。)は、協定の内容を変更する場合は、別記様式第3号により県に協定変更協議書を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定変更協議書の提出があった場合には、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。

3 県は、前項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合には、別記様式第4号を標準として変更協定を締結するものとする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、別記様式第4号を準用し、別途協議の上、変更する。

(協定の更新)

第8 協定締結者は、協定有効期間満了後も協定を継続する場合は、別記様式第5号により県に協定更新協議書を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定更新協議書の提出があった場合には、その内容を精査し、更新の可否について判断するものとする。

3 県は、前項により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の更新が妥当と認められる場合は、別記様式第4号を標準として変更協定を締結するものとする。ただし、関連する地方自治体等がある場合は、別記様式第4号を準用し、別途協議の上、更新する。

(活動支援及び広報活動)

第9 県は、協定を締結した場合は、協定に定められた取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供するよう努めるものとする。

2 県は協定の締結内容等を個人情報の取扱いに十分注意し、インターネット等により情報の発信に努めるものとする。

(事情変更による協定の取り消し等)

第10 県は、協定を締結した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、協定の取り消し、又はその協定の内容を変更することがある。ただし、既に経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

(協定台帳)

第11 県は、協定を締結した場合は、別記様式第6号により協定台帳に登録し、管理するものとする。また協定が変更等された場合は、台帳に反映させるものとする。

附則

この要領は、令和4年2月17日から施行する。

(別記様式第1号)

※整理番号

※石川県記入欄

年 月 日

### 建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

石川県知事 殿

氏名

申入れ者

住所

建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	※構想の内容がわかるように具体的な建物名や取組内容等を記載すること。
構想の達成に向けた取組の内容	※構想の達成に向けた取組について記載すること。 ※建物において、主要構造部や内装等に〇%県産材を使う等の数値目標や取組内容を具体的に記入する。
構想の対象区域	※構想の適用範囲について記載。
構想の達成に向けた取組の実施期間	※構想が実現するまでの期間を記載すること。 年 月 日～ 年 月 日

#### 備考

- 1 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別記様式第1号 別紙)

## 誓約書

私は、以下に掲げる項目に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

- 1 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- 2 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

年 月 日

石川県知事 様

(事業者) 住所  
団体名  
代表者役職・氏名

(別記様式第2号)

## 建築物木材利用促進協定

〔事業者〕(以下「甲」という。)、石川県(以下「乙」という。))は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下法律とする。)第15条第1項に基づき、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1 本協定は、法律及び「石川県内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に即し、甲及び乙の連携及び協力により、建築物木材利用促進構想(以下「構想」という。)の達成に寄与することを目的とする。

(甲による木材の利用に関する構想)

第2 〔構想の内容を記載〕

(構想の達成に向けた取組の内容)

第3 構想の達成に向けた取組は、次のとおりとする。

(1) 甲の取組

〔構想の達成に向けた取組の内容を記載。〕

(2) 甲の構想を達成するための乙による支援

本取組の周知やPRを行うと共に活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供等を行う。

(構想の対象区域)

第4 本協定の対象区域は石川県内とする。

(協定期間)

第5 本協定は、 年 月 日から 年 月 日まで効力を有するものとする。

2 本協定の 年 月 日以降の取扱いについては、甲、乙からの継続の申出により特段の事情がない限り、延長できるものとする。

3 前項の場合においては、別途書面において協定期間を延長するものとする。

(その他必要と認められる事項)

第6 甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

2 本協定の実施につき疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲〔事業者〕

乙 石川県知事

(別記様式第3号)

建築物木材利用促進協定変更協議書

年 月 日

石川県知事 殿

(協定締結者)住所  
団体名  
代表者役職・氏名

年 月 日付けで締結した標記協定について、下記のとおり変更したいので石川県建築物木材利用促進協定実施要領第7の規定により協議します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付資料

変更内容、理由等が分かる資料



(別記様式第4号)

## 建築物木材利用促進協定に係る変更協定書

年 月 日付け〔協定締結者〕(以下「甲」という。)、石川県知事(以下「乙」という。)との間で締結した建築物木材利用促進協定を以下のとおり、変更する協定を締結する。

(協定の目的)

第1 本協定は、法律及び「石川県内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に即し、甲及び乙の連携及び協力により、建築物木材利用促進構想(以下「構想」という。)の達成に寄与することを目的とする。

(甲による木材の利用に関する構想)

第2〔構想の概要を記載〕

(構想の達成に向けた取組の内容)

第3 構想の達成に向けた取組は、次のとおりとする。

(1) 甲の取組

〔構想の達成に向けた取組の内容を記載。〕

(2) 甲の構想を達成するための乙による支援

本取組の周知やPRを行うと共に活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供等を行う。

(構想の対象区域)

第4 本協定の対象区域は石川県内とする。

(協定期間)

第5 本協定は、年 月 日から 年 月 日まで効力を有するものとする。

2 本協定の年 月 日以降の取扱いについては、甲、乙からの継続の申出により特段の事情がない限り、延長できるものとする。

3 前項の場合においては、別途書面において協定期間を延長するものとする。

(その他必要と認められる事項)

第6 甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

2 本協定の実施につき疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、そ

の都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲〔協定締結者〕

乙 石川県知事

(別記様式第5号)

建築物木材利用促進協定更新協議書

年 月 日

石川県知事 殿

(協定締結者)住所  
団体名  
代表者役職・氏名

年 月 日付けで協定締結した建築物木材利用促進協定について、下記のとおり協定期間を更新したいので、石川県建築物木材利用促進協定実施要領第8の規定により協議します。

記

- 1 現協定期間
- 2 更新期間
- 3 更新の理由

